

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会

謝金等支給規程

2013年5月12日制定

2016年5月18日改訂

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（以下「協会」という）の協会活動を円滑に行うために支出する謝金・謝礼およびアルバイト料等（以下「謝金等」という）について定めたものである。

(原則)

第2条 協会の財政事情を鑑み運営の過度な負担にならず、公平で民主的に支給する。

(除外)

第3条 支給対象者の所属企業および他団体等が、当該活動に関する謝金等を支給した場合には、それに相当する謝金等は協会からは支給しない。

第2章 謝金等の支給

(適用範囲)

第4条 謝金等は、支給対象者が協会員であるか否かにかかわらず、その資質・能力に特に期待し依頼した活動に対し支給する。その他、協会の運営に関係しかつ協会からの依頼において行われる活動で1日の拘束時間が長時間（6時間程度）にわたる場合も対象とする。この条件に当てはまらない委員会活動等は、参加者のボランティアであり謝金等は支給しない。

(支部負担)

第5条 支部が主催する講演会等に要する謝金等は、原則として当該支部にて負担する。ただし、年度当初に支部以外の項目にて予算計上した謝金等については予算の定めに従う。

(謝金等)

第6条 謝金等は別表1に従い支給する。支払の金額については、支給対象となる活動毎にその事業性を考慮に入れた活動計画をもとに金額を決定するものとし、別表1に定める金額を超えない範囲とする。別表1に定める金額を超えて謝金等を支払う必要がある場合は事前に理事会の承認を得るものとする。

第3章 雑 則

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決定による。

(類似内容)

第8条 この規程に類似の内容で明確な規定がない場合も、本規程に準じた謝金等の支給を行うものとする。

る。

(発効)

第9条 本規程は 2016年5月18日より発効するものとする。

(別表1)

謝金等の単価表
(各欄に記載の金額を上限とする)

区分	単価
講演会、講習会講師	1回2万5千円
支部講演会講師	
CMAJ フォーラム講師	
CM スクール講師	1 講義 3万5千円
書籍執筆	1人1万円
機関誌執筆	1回5千円
有識者謝礼	1回2万5千円
CM スクール講座主任	1 講座 2万円
CM スクールスタッフ (アルバイト含む)	1日8千円
資格試験監督員等(アル バイト含む)	
上記の他、1日の拘束時 間が長時間(6時間程 度)にわたる場合	

* 謝金等には、近距離交通費を含む

* 講演会・CM スクール等の謝金等については、当該講演等の一日の予定時間(休憩等を除く)の合計が2時間以内の場合に上記の上限金額を適用する。当該講演等の一日の予定時間(休憩等を除く)の合計が2時間を超える場合は、その合計時間を1.5で除した数値(小数点以下切上げ)に上記の上限金額を掛けた金額を上限とする。

* 講演会・CM スクール等の講師を同時に複数名の講師で担当する場合(パネルディスカッション等を含む)、前項の定めにより算出した当該講演等の上限金額を2倍した額を担当講師の数で除した金額を講師一人あたりの上限金額とする。